

和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市民活動団体の行う事業に対し、18歳以上の市民の選択を考慮して市長が定める支援金（以下「支援金」という。）を交付する制度を設けることにより、市民の市民活動に対する理解及び関心を深めるとともに、市民活動団体の活性化及びその活動の促進を図り、もって市民相互の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 18歳以上の市民 第7条第1項の規定による届出を行う年度の2月1日現在において、和泉市の住民基本台帳に記録されている年齢18歳以上の者をいう。
- (2) 市民活動団体 ボランティア活動を行う団体、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の非営利活動を行う団体であって、福祉、環境、文化、スポーツ、青少年の健全育成その他社会貢献にかかる分野の活動を行っているものをいう。

（支援対象団体の要件）

第3条 支援金の交付の対象となる市民活動団体（以下「支援対象団体」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たしている団体とする。

- (1) 市内に事務所を有し、主として市内において活動をしていること。
- (2) 規約、会則、定款等市民活動団体の組織、運営等に関する定め及び役員名簿等を有していること。
- (3) 団体を組織する構成員が5名以上であること。
- (4) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- (5) 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (6) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。

（支援対象事業の要件）

第4条 支援金の交付の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たしている事業とする。

- (1) 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動に係る分野その他の社会貢献に係る分野のも

のであること。

- (2) 営利を目的としないものであること。
- (3) 事業の主たる効果が市内で生じると認められるものであること。
- (4) 市民を主たる対象とするものであること。
- (5) 当該市民活動団体の構成員のみを対象とするものでないこと。
- (6) 支援金の交付を受けようとする年度に直接和泉市から他の補助金等の交付を受けていないこと。

(エントリー)

第5条 支援金の交付を希望する市民活動団体（以下「申請者」という。）は、和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業支援対象団体エントリーシート（様式第1号。以下「エントリーシート」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要調書（様式第2号）
- (2) 規約、会則、定款等及び役員名簿等の写し
- (3) 事業計画書（様式第3号）
- (4) 収支予算書（様式第4号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 一の市民活動団体がこの要綱の定めるところによりエントリーできる事業は、1年度につき1事業とする。

（支援対象団体の決定等）

第6条 市長は、前条の規定によりエントリーシートの提出を受けたときは、和泉市助成審査委員会規則（平成24年規則第66号）別表に規定する和泉市市民活動支援制度判定会（以下「判定会」という。）の審査を経た上で、支援対象団体とするか否かを決定するものとする。この場合において、市長は、支援対象団体の決定をしたときは、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により支援対象団体とすることの可否を決定したときは、申請者に対し、支援対象団体可否決定通知書兼後援名義使用承認書（様式第5号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援対象団体を決定したときは、前条に規定する各支援対象団体の申請書及びその添付書類を縦覧に供するとともに、次に掲げる事項を公表しなければ

ならない。

- (1) 各支援対象団体の名称及び連絡先
- (2) 各支援対象事業の名称及び内容
- (3) 各支援対象事業に係る対象経費の額及び交付希望額

4 第1項の規定により支援対象団体と決定した団体については、当該申請事業に係る和泉市の後援名義の使用を許可するものとする。

5 市長は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

6 第1項により使用を承認する後援名義は、「和泉市」とする。

(支援対象団体の選択等に係る届出)

第7条 18歳以上の市民は、支援したい支援対象団体を3団体以内で選択し、本人の意思に基づき、支援対象団体等選択届出書（様式第6号）により、市長に届け出ることができる。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出がこの要綱の規定に適合しているか否かを確認しなければならない。この場合において、市長は、当該届出がこれらの規定に適合していないと認めるときは、当該届出を無効とすることができる。

(18歳以上の市民1人当たりの支援額等)

第8条 前条第1項の規定による届出に係る18歳以上の市民1人当たりの支援額（以下「市民1人当たりの支援額」という。）は、当該届出を行う年度の6月1日現在における和泉市の個人市民税に係る調定額に前年度の収納率を乗じた額の1パーセントに相当する額を同年度の6月1日現在の18歳以上の市民の人口で除して得た額を考慮して市長が定める額とする。

2 前条第1項の規定により支援対象団体を選択した場合における18歳以上の市民1人当たりの各支援対象団体に対する支援金の額（以下「団体ごとの個人支援額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

- (1) 1団体を選択した場合 市民1人当たりの支援額の全額
- (2) 2団体を選択した場合 市民1人当たりの支援額の2分の1に相当する額
- (3) 3団体を選択した場合 市民1人当たりの支援額の3分の1に相当する額

(支援対象団体への支援金の額)

第9条 支援対象団体に交付する支援金の額は、当該支援対象団体に係る団体ごとの個人支援額を積算した額（その額が次項の交付の対象となる経費の額の2分の1に相当する額を超え

るときは、当該2分の1に相当する額)又は80万円のいずれか低いほうの額を上限として、市長が定める額とする。ただし、当該支援対象事業に係る支援金以外の収入の総額に支援金を加えた額が支出の総額を上回る場合は、その差額を支援金の額から控除するものとする。ただし、支援対象事業の遂行の確保のためやむを得ないと市長が認めた場合に限り、支援対象団体決定前の経費についても交付の対象となる経費に含めるものとする。

- 2 支援金の交付の対象となる経費は、申請者が第6条第1項に基づく支援対象団体と決定された日から申請事業完了までに支出されたもので、支援対象事業の遂行に直接必要な経費とし、別表に定めるとおりとする。

(支援対象団体等の遵守事項)

第10条 第7条第1項の規定による届出は、あくまでも18歳以上の市民の個人の意思に基づくものであり、支援対象団体は、それを阻害するような行為及び不正又は不当な行為をしてはならない。

- 2 18歳以上の市民は、支援対象団体に対し、自らが利益を受けるために、不正又は不当な働きかけをしてはならない。

(届出結果の公表等)

第11条 市長は、第7条第1項の規定による届出の受付を終了したときは、その結果を集計し、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 各支援対象団体の名称
- (2) 各支援対象団体を選択した18歳以上の市民の人数
- (3) 各支援対象団体に係る団体ごとの個人支援額を積算した額
- (4) 各支援対象団体に係る支援金の交付希望額及び交付予定額

- 2 市長は、前項の公表を行ったときは、速やかに申請者へ交付予定額について和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業支援金額内定通知書(様式第18号)により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第12条 申請者は、前条第1項の規定による公表が行われた日の翌日から起算して14日以内に、和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業事業内容変更申請書(様式第7号)に変更後の事業計画書(様式第3号)及び変更後の収支予算書(様式第4号)を付して、支援金の額を減ずる事業内容の変更を申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、速やかに、判定会の審査を経た上

で、当該変更の申請の全部又は一部の承認をするか否かを決定し、当該変更の申請をした支援対象団体に事業内容変更可否決定通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

- 3 支援対象団体は、エントリーを取り下げようとするときは、前条第 1 項の規定による公表が行われた日の翌日から起算して 14 日以内にエントリー取下届（様式第 9 号）により市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、次条第 2 項の規定による公表に合わせて、取下げの届出があった旨を公表するものとする。

（交付申請）

第 12 条の 2 第 11 条第 2 項又は前条第 2 項の通知書により通知された支援金の交付を受けようとする申請者は、和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業支援金交付申請書（様式第 19 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第 13 条 市長は、前条の規定により交付申請を受理したときは、申請者に対し速やかに第 9 条での支援金の額について予算の範囲内にて支援金の交付決定をしなければならない。

- 2 市長は、前項の交付決定をしたときは、速やかに、支援金交付決定通知書（様式第 10 号）により、当該交付決定を受けた支援対象団体（以下「支援決定団体」という。）にその旨を通知するとともに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 各支援決定団体の名称

(2) 各支援決定団体に係る支援金の交付申請額及び交付決定額

- 3 市長は、第 1 項の交付決定をする場合において、支援金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（支援決定事業の遂行）

第 14 条 支援決定団体は、支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、当該交付決定に係る支援対象事業（以下「支援決定事業」という。）を行わなければならない。支援金を他の用途に使用してはならない。

（支援決定事業の遂行の指示）

第 15 条 市長は、支援決定事業が支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、支援決定団体に対し、これらに従って事業を遂行すべきことを指示することができる。

（実績報告書等の提出）

第16条 支援決定団体は、支援決定事業が完了したときは、速やかに、当該支援決定事業の成果を記載した和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業実績報告書（様式第11号。以下「実績報告書」という。）に事業報告書（様式第12号）及び収支決算書（様式第13号）その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（支援金の額の確定）

第17条 市長は、前条の規定により実績報告書等の提出があったときは、当該実績報告書等の内容が支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件並びに第15条の規定による市長の指示に適合しているか否かを調査し、判定会の審査を経た上で、これらに適合していると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、支援金額確定通知書（様式第14号）により当該実績報告書等を提出した支援決定団体に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により支援金の額を確定したときは、前条に規定する各支援決定団体の実績報告書及びその添付書類を縦覧に供するとともに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

（1） 各支援決定団体の名称

（2） 各支援決定団体に係る支援金の交付決定額及び交付確定額

（交付の請求等）

第18条 支援決定団体は、前条第1項の規定により支援金の交付額の確定の通知を受けたときは、支援金交付請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、支援決定団体が概算払いにより支援金の交付を受けようとするときは、支援金概算払請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。この場合において、概算払により交付を受けることができる支援金の額は、交付決定額の3分の2以内の額とする。

3 前項の規定により概算払いによる支援金の交付を受けた支援決定団体は、前条第1項の規定により支援金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに、当該支援金の額の確定に基づく精算をしなければならない。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金交付決定取消通知書（様式第17号）により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 支援決定団体が虚偽その他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。

- (2) 支援決定団体が支援金を支援決定事業以外の用途又は対象経費以外の経費に使用したとき。
- (3) 支援決定団体が支援決定事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 支援決定団体が交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 支援決定団体が市長の指示に従わないとき。
- (6) 支援決定団体が第3条における交付資格団体の要件を満たさなくなったとき。
- (7) 支援決定事業が第4条における支援対象事業の要件を満たさなくなったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、支援決定団体がこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、天災地変その他支援金の交付決定後に生じ、又は判明した事象により支援金を交付することが適当でなくなったと認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、第17条第1項の規定による支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(支援金の返還)

第20条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、支援決定事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第17条の規定により支援決定団体に交付すべき支援金の額を確定した場合において、既に当該確定額を超える支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第9条関係）

費 目	対象となる経費
報償費	講師謝礼、調査・研究の報償費、イベント等の参加賞その他これらに類するもの (ただし、参加賞については、対象経費の上限を1品当たり300円とする。)
旅費	交通費、通行料、ガソリン・軽油代その他これらに類するもの
消耗品費	文房具の購入費、暖房用燃料費その他これらに類するもの
食料費	食事代、飲料費その他これらに類するものの内、下記に掲げるもの ・ 外部講師の弁当・飲み物代等に関し1人1,000円を上限として対象経費とします。 ・ 身体を動かす作業等を伴う事業で水分補給が必要と思われる場合のみ、飲み物代として1人200円を上限として対象経費とします。
印刷製本費	パンフレット、ポスター等の印刷費、簡易印刷（コピー）費
役務費	郵便料、通信料や振込み手数料、各種保険料その他これらに類するもの
委託料	団体の本来業務では対応できない専門的な技術・知識を要するもの (事業のすべてを委託する場合は不可)
使用料及び賃借料	車両、機械、会場使用料その他これらに類するもの
原材料費	加工用、工事用の原材料又は食材等
備品購入費	支援対象事業の遂行に必要不可欠なものに限る（ただし、 <u>備品購入費は、備品を除く対象経費の3分の1までとし、且つ1品当たり5万円を上限として計上することができる。</u> ）。
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

※申請事業を実施するために直接必要な経費のみが対象となります。

※領収書が無く使途が不明な経費は対象外とします。

※団体の管理運営費（賃借料、光熱水費、電話料金等）は対象外となります。